

県民意見整理台帳

「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」改定素案に関する県民意見
及び県民意見に対する県の考え方

- 意見募集期間 平成30年12月21日（金曜日）から平成31年1月21日（月曜日）
- 意見募集の結果
 - 意見提出件数 34件
 - 意見提出者数 10人

- 意見内容及び意見の反映状況

・意見内容

区 分	延べ件数
ア 基本的な考え方	2件
イ 避難行動支援	11件
ウ 避難生活支援	20件
エ 広域支援	1件
計	34件

・意見の反映状況

区 分	延べ件数
A 新たな指針に反映しました。	17件
B 新たな指針には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	0件
C 今後の政策運営の参考とします。	13件
D 反映できません。	1件
E その他（感想・質問等）	3件
計	34件

受付番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
1	イ	P.26の注7の「やさしい日本語と英語」を「ひらがな文と英語」に修正してください。	A	御意見については、28ページの記載に反映しました。 (修正前) やさしい日本語と英語 (修正後) ひらがな文と英語
2	ア	p3 要配慮者の一般的な特徴と主な留意事項 区分：高齢者 一般的な特徴の項目に運動器機能（関節・骨・筋肉）と順表記されているが、主に骨によって関節は構成されるため（骨・関節・筋肉）の表記の方が正しい。修正をお願いします。	A	御意見については、4ページの記載に反映しました。 (修正前) 関節・骨・筋肉 (修正後) 骨・関節・筋肉
3	イ	p25 1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練実施への支援とタイトルにあるが、その下の内容に、訓練、防災訓練、合同訓練、共同訓練等の表記がない。 「助言・指導に加えて合同の訓練を実施することが望ましい。」等の表記を検討してほしい。	A	御意見については、27ページの記載に反映しました。また、28ページに避難訓練実施への支援について追記しました。 27ページ (修正前) 「1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練実施への支援」 (修正後) 「1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成」 28ページ 3 要配慮者利用施設における避難訓練実施への支援 市町村は、要配慮者利用施設において浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の実情に応じた避難訓練が実施されるよう支援することが重要である。支援の方法として、各施設が行う避難訓練への助言・指導の他、情報伝達訓練も合わせて、地域の関係施設や関係団体と市町村の関係部局が共同で訓練を行うことも有効である。
4	イ	p25 2 要配慮者利用施設等への情報伝達体制の整備 要望2と同様にこちらにも「情報伝達訓練」等を共同で開催、実施するという旨の表記の追記を検討してほしい。	A	御意見については、28ページの記載に避難訓練実施への支援について追記しました。 3 要配慮者利用施設における避難訓練実施への支援 市町村は、要配慮者利用施設において浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の実情に応じた避難訓練が実施されるよう支援することが重要である。支援の方法として、各施設が行う避難訓練への助言・指導の他、情報伝達訓練も合わせて、地域の関係施設や関係団体と市町村の関係部局が共同で訓練を行うことも有効である。
5	ウ	p32以降 p39, 40「応急仮設住宅」「仮設住宅」という表記が不統一。 初出のみ「応急仮設住宅（以下「仮設住宅」という。）」といった表記が良いかと思えます。	A	御意見については、記載を「応急仮設住宅」に統一しました。
6	エ	p48 4-1-2県内市町村及び関係団体との支援体制の確立に【かながわ災害福祉広域支援ネットワーク】として構成団体名がp49に渡って表記されているが、見にくいので1ページ内にすべての構成団体が見えるような表記、校正を希望いたします。	A	御意見については、53ページの記載に反映しました。
7	ウ	3-7-2 災害発生後の対応 「1 市町村は、各地区の避難所の避難者リストから外国人を抽出し、国籍別に外国人のリストを作成する。」とありますが、避難施設において作成する避難者リストでは、国籍は収集していません。国籍はセンシティブな問題なため、収集は困難と考えます。	E	国籍別に外国人のリストを作成することについては、国・地域によって様々な文化や生活習慣があるので、円滑な避難所運営のためには重要だと考えますが、各地域の実情に応じて、国籍別の外国人リストが作成できなくても、外国人にも配慮した運営ができるよう、市町村へ促してまいります。
8	ウ	「3-2-1 社会福祉施設等への支援」の1行目、「3-2-2 社会福祉施設等の被災状況の情報収集」の2行目に“障害児者施設等”との表記がありますが、法令上の名称ではないと思われしますので、「神奈川県障がい者計画」の表記と整合をとり、“障がい児者施設等”とすることが適切ではないかと思いました。	A	現在改定作業を行っている「かながわ障がい者計画」では、「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。本マニュアル作成指針でも同様の考え方で整理をすることとし、39ページの記載に反映しました。 (修正前) 障害児者施設 (修正後) 障がい児者施設
9	ア	マニュアルが素晴らしいものに作成されて、この通りに整備されれば幸いです。しかし、市内でも地域格差があり改めてご意見をさせていただきます。	E	御感想は、本指針に基づく市町村支援の取組にあたり参考とさせていただきます。
10	イ	ご近所さんと顔の見える関係を構築する取組をして安否確認に協力してもらいたい。	C	8ページに記載のとおり、地域住民同士や地域団体が連携し、地域の安全を自分たちで守る「共助」は重要です。市町村の取組を支援するに当たり、参考とさせていただきます。

受付番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
11	イ	要配慮者名簿の登録が進まない。自治会での把握が困難なら地区市民センターで要配慮者の登録を可能にしてほしい。障がい特性や状況把握の難しさから行動障害が表れ、避難所生活は困難。福祉避難所へもたどりつけない。意思表示をした人は登録出来るようにしてほしい。地域の防災訓練に参加しても見学のみで、現実的でない。個別避難計画を作成したくても出来ない。	A	御意見については、避難行動要支援者として、22ページから26ページまで記載しています。地域の特性や実状を踏まえつつ、それぞれの課題に応じて、引き続き市町村を支援していきます。
12	ウ	本人と家族が地域の避難所に行けなかった場合でも、近所の人が要配慮者の安否と所在について報告できる要支援者受付を避難所に開設してほしい。	C	本県の「避難所マニュアル策定指針」（平成30年3月）では安否確認の必要性（P19）について記載し、「避難所は、地域の避難者への支援拠点として、在宅避難者を含めた地域において避難生活をおくる避難者に対する情報の収集、発信や救援物資の支給等を行うものとする」（P23）と示しており、受付をはじめとする具体的な避難所の運営については、避難所運営主体である市町村の判断によります。
13	ウ	場の確保について 不安や緊張のために本人が動き回ったり、声を出すことが想定される。避難所での居場所については、危険回避や他者とのトラブルをなるべく避け、本人と家族が避難所に留まれるような場を確保できるよう、配慮をしてほしい。	A	御意見については、「要配慮者に配慮した環境整備」として、障がい者の場の確保について「一般の避難者と居住空間を区別するなどの工夫が必要」（P31）と記載しています。
14	ウ	配給について 本人と本人に付き添う家族1名の場合は、危険回避のための見守りが常に必要なケースが多いので、配給の列に並ぶことが出来ない。また車中泊や自宅待機の場合に避難所まで受け取りに行くことが困難である。代理の者が受け取りに行くことが可能なシステムや配給の援助のボラなどの体制作りを平時に作っておき、発災時に直ちに発動できるように備えておいてほしい。	C	避難所における要配慮者への支援については、ボランティアとの積極的な連携に努めることを19ページに記載しています。また、車中泊や自宅待機の場合の物資供給については「在宅避難の要配慮者への支援」として40ページ以降に記載しています。御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
15	ウ	トイレについて 下記のような理由により、洋式トイレや簡易トイレがすぐに使える状態であって欲しい。周囲の状況を把握出来ない。（トイレを利用するには長時間列に並ばないといけない…尿意や便意を催す前に、トイレに行っておく等の理解が難しい）他者に生理的欲求を伝えることが困難。聴覚や視覚の感覚過敏により、人ごみが苦手と並ぶことが出来ない…等。 介護者自身も本人を一人待たせてトイレの列に並ぶことが困難。介護のためにトイレを我慢するケースが想定される。	C	「要配慮者に配慮した環境整備」については、「一番困っている人」から柔軟かつ機敏に対応することが必要であり、この点について、地域住民の理解を得る取組が重要である」（P32）と記載しています。トイレについてもこの考え方に基づき対応していくことと考えますが、御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
16	ウ	事前に避難所の要配慮者のエリアが決まっている（マニュアルに明記されている）と安心できる。	A	御意見については、「要配慮者に配慮した環境整備」として障がい者の場の確保について「一般の避難者と居住空間を区別するなどの工夫が必要」「避難所の集団生活になじめない場合も多いため、福祉避難所スペース（室）や個室を利用できるようパーティションで区切るなど配慮した支援が必要」（P31）と記載しています。
17	ウ	居住地域外でも災害にあうことがあるので、他の市区町村でも要配慮者と認めて、必要な支援を受けられるようにしてほしい。	C	本県の「避難所マニュアル策定指針」（平成30年3月）では「避難所への入所の際の対象者について、地域外から来て、帰宅することが困難である者についてもあらかじめ検討しておく」ことや、「災害発生時に要配慮者を優先的に入所させる」ことを検討するよう示しており、居住地域外の避難者（要配慮者）の受入れについては、避難所情報を踏まえた避難所運営主体である市町村の判断によります。御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
18	ウ	移転先（福祉避難所）の写真が必要（移動の提示のため）	A	御意見については、7ページの記載に反映しました。 （修正前）※ 共通する主な留意事項として、～必要に応じて簡単な図等一目でわかるものを利用することが有効である。 （修正後）※ 全般的な留意事項として、～必要に応じて簡単な図や写真等一目でわかるものを利用するなど、要配慮者の特性に合わせた情報の伝達が必要である。
19	ウ	移転等の情報は、本人への情報提示のため早めに知りたい。コミュニケーションと認知に障害があるので、伝えるための手段を作る時間と本人が納得するための時間が必要。『言って、すぐ動ける』という訳にはいかない。	A	御意見については、7ページの記載に反映しました。 （修正前）※ 共通する主な留意事項として、～必要に応じて簡単な図等一目でわかるものを利用することが有効である。 （修正後）※ 全般的な留意事項として、～必要に応じて簡単な図や写真等一目でわかるものを利用するなど、要配慮者の特性に合わせた情報の伝達が必要である。

受付番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
20	ウ	医療情報などの保管先は、家族のほかには学校や施設など複数確保の対応が必要。	C	御意見については、個人情報の取扱いについて配慮しつつ、今後の取組の参考とさせていただきます。
21	ウ	長期避難用の荷物を取りに一時的に自宅へ帰り、準備をするために本人の見守りをしてくれる人が必要。	C	避難所における要配慮者への支援については、ボランティアとの積極的な連携に努めることを19ページに記載しています。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
22	ウ	運搬のボランティアさんが必要（本人の見守りを依頼するのにも、本人の混乱を避けるためにも、何度も往復するのは難しい）	C	避難所における要配慮者への支援については、ボランティアとの積極的な連携に努めることを19ページに記載しています。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
23	ウ	避難所の場所割は、パニック防止のためにパーテーションが欲しい。	A	御意見については、「要配慮者に配慮した環境整備」として障がい者の場の確保について「一般の避難者と居住空間を区別するなどの工夫が必要」「避難所の集団生活になじめない場合も多いため、福祉避難所スペース（室）や個室を利用できるようにパーテーションで区切るなど配慮した支援が必要」（P31）と記載しています。
24	ウ	医療や福祉の専門家による相談支援が必要。	A	御意見については、「避難生活支援」として「医療、相談、ケア等を行う専門の巡回チーム等を組織して避難所を巡回する。」（P32）と記載しています。
25	ウ	てんかん、精神症状やアレルギー等、常時服薬が必要な人が多い。緊急時における薬の処方などの医療に関する支援が必要。	A	御意見については、「医療的ケア」として「避難先の居住環境に配慮し、医療の確保対策のみならず、患者・家族の生活面でのQOLを高めることも必要である。」（P44）と記載しています。
26	イ	避難行動要支援者についての個別計画作成については、義務化として、行政、地域、支援者団体等と連携して作成し、その計画が実効性を持って機能する仕組みを作ってほしいです。	C	災害対策基本法により、避難行動要支援者名簿の作成については、市町村に義務付けられていますが、個別計画については国の取組指針により「策定することが望まれる」とされています。個別計画策定の義務化については反映できませんが、要配慮者の特性に応じた個別計画の速やかな策定について市町村に引き続き働きかけていきます。
27	ウ	福祉避難所について 熊本地震での経験を生かした記載をして下さい。熊本地震では市の福祉避難所176施設のうち34か所しか開設できなかった。市民に知らせていなかった。人員も不足。福祉避難所に一般住民が押し掛けた。このため、①福祉避難所の役割・場所を市民にしっかりと知らせること、②福祉避難所への要配慮者の避難受入（判断）方法を整えておくこと、③福祉避難所の運営スタッフをスタッフも被災して避難所に来れないことも想定しておくこと、④避難所の環境についてスフィア基準に準拠すること。	A	御意見については、福祉避難所の周知、整備等として、33ページ及び34ページに記載しています。なお、より詳細については内閣府（防災担当）の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月）に記載があります。
28	イ	P20、22 個別計画の策定 「市町村又はコーディネーターが中心となって…」コーディネーターの役割、人選が曖昧過ぎて皆取り組みたがらないだろう。何か別の更新時（サービス利用等）と一緒に取り組むことも考えるべきではないか。民生委員は障がい者への知識が少ない。だからといってやめるのではなく、巻き込み、知識をつけてもらうようにしていく必要がある。	C	要配慮者の特性に応じた個別計画の速やかな策定について、先行事例の情報提供などを通じて、引き続き市町村に働きかけていきます。
29	イ	P8 社会福祉施設等への緊急入所、P9情報伝達手段 入所から地域へという流れの中、「等」とはどこを指すか。入所ではない施設をしっかりと考えなくてはいけない。知的、発達障害者への対応はどうか。	E	知的障害や発達障害の方々の災害時の緊急入所先は、主に障害者支援施設となりますが、短期入所サービス事業所やグループホームなど、夜間もサービスを提供している事業所についても、状況に応じて受入れ先となることが考えられます。
30	イ	P21 要配慮者の把握 登録に関して申請様式なので自治体により名簿は進んでいないと思う。支援者のマッチングに関してはもっと遅れているので、自治体に差が出ないよう県からもはっきり言うていくべき。	A	御意見については、避難行動要支援者として、22ページから26ページまで記載しています。地域の特性や実状を踏まえつつ、それぞれの課題に応じて、引き続き市町村を支援していきます。

受付番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
31	イ	現在の地域防災拠点とは、家が倒壊などにより、自宅で生活できなくなった人たちが一時的に生活するための避難場所とされていますが、要援護者が日中通所している通所施設などが被災し、避難が必要な場合などは、基本的には帰宅困難者という位置づけになり、地域防災拠点での受入れが出来ないという事が想定されます。状況がある程度落ち着けば、家族と生活している方などは、自宅に帰宅する事が最良と思いますが、他地区で単身で生活している要援護者が、自宅がある地域防災拠点で単身で生活する事は、かなりハードルが高いと思われるので、そのような場合、通所施設がある地区の地域防災拠点で慣れ親しんだ職員及び地域の支援者と一緒に避難所生活を送れるような施策も盛り込んで頂ければと思います。	C	本県の「避難所マニュアル策定指針」（平成30年3月）では「避難所への入所の際の対象者について、地域外から来て、帰宅することが困難である者についてもあらかじめ検討しておく」ことや、「災害発生時に要配慮者を優先的に入所させる」（P11）ことを検討するよう示しており、居住地域外の避難者（要配慮者）の受入については、避難所情報を踏まえた避難所運営主体である市町村の判断によります。御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
32	ウ	「避難所」運営者に対し、当該地域以外の住民に対する扱いを粗略にしないよう通達されたい。 私どもの生活介護事業所では、資源回収を作業種目として、日々支援者1名と利用者2名がペアーになりトラックに乗って出かけます。市町村域を超えての移動も多く、発災時に事業所に戻ることが困難な場合は、最寄りの避難所に頼るようマニュアル化しています。	C	本県の「避難所マニュアル策定指針」（平成30年3月）では「避難所への入所の際の対象者について、地域外から来て、帰宅することが困難である者についてもあらかじめ検討しておく」ことや、「災害発生時に要配慮者を優先的に入所させる」（P11）ことを検討するよう示しており、居住地域外の避難者（要配慮者）の受入については、避難所情報を踏まえた避難所運営主体である市町村の判断によります。御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
33	イ	障害者事業所利用者が発災時に通退所移動中であつた時の対策 「3. 1 1」のときは、たまたま退所時間の前であつたので、問題が顕在化していませんが、サラリーマンの帰宅困難以上に事前対策を用意しておく必要があります。 GPS携帯、個人情報漏洩覚悟の「お助け情報」の携帯が必要では。	C	通勤、通所に伴う要配慮者の帰宅困難対策については、頂いたご意見を参考に今後の取組の参考とさせていただきます。また、GPS携帯の携行については、個人情報の取扱いについての配慮が必要であることから、御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
34	ウ	障害福祉サービス事業所の発災時における利用者に対する支援指針 発災後に利用者の一部は事業所に通うことが困難となるケースがあります。かかる場合でも事業者には利用者に最大限のサービスを提供することが求められます。しかし、出席していない利用者は支援実績対象外です。 県として、かかる場合事業者に何処まで支援をすべきかの支援を示し、国に対し出席不可能な利用者支援に対する正当な対価支払制度の法制化を具申してください。	D	障害福祉サービス事業所等においては条例により、非常災害対策について、具体的な計画の策定や関係機関との連絡体制等を整備するとともに、必要な訓練を行わなければならないこととされており、事業者の責務に関しては、基本報酬により評価されているものと認識しています。 その他、発災時及び発災後における事業所の対応については、それぞれの立場において可能な範囲で行っていただくものであり、県が予め定めるものではないものと考えます。